

令和 5年 8月 7日

福岡県知事 殿

(主たる事務所の所在地)

福岡県筑紫野市光が丘4丁目5番地3

(医療法人名)

医療法人 燦宗会

(理事長名)

理事長 土居 崇仁



決 算 届

令和 4年 5月 1日から令和 5年 4月 30日までの決算を終了したので、
医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
6. 監事の監査報告書



A. 社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。

7. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

B. 医療法第51条第2項の医療法人の場合、次の書類を添付すること。

8. 純資産変動計算書

9. キャッシュ・フロー計算書

10. 附属明細表

11. 公認会計士又は監査法人の監査報告書

(注) ア. 「貸借対照表」及び「損益計算書」は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りること。

イ. 提出は毎会計年度終了後3月以内である。

ウ. 「貸借対照表」の純資産の額に変更があった場合は、登記事項（組合等登記令（昭和39年政令第29号）別表の資産の総額）の変更の登記が必要である。

エ. 「関係事業者との取引の状況に関する報告書」は、該当がない場合は「該当なし」と記載することとし、提出を省略しないこと。

オ. 医療法第51条第2項の医療法人の定義

① 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が50億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の合計額が70億円以上である医療法人

② 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が20億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の合計額が10億円以上社会医療法人

③ 社会医療法人債発行人である社会医療法人

※ ①・②の基準となっている金額は、県知事に届け出た貸借対照表又は損益計算書によって判断することで足りる。

[別紙]

様式1

事業報告書
(自 令和4年5月1日 至 令和5年4月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 燦宗会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄のを塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 福岡県筑紫野市光が丘4丁目5番地3

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成15年2月21日

(4) 設立登記年月日 平成15年3月10日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	土居 崇仁	管理責任者
理事	土居 則夫	
同	土居 雅宗	
同	土居 紋子	
同	土居 靖宗	
監事	西本 昌司	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	どい内科クリニック	福岡県筑紫野市光が丘4丁目5番地3	一般病床 19床 療養病床 0床

	【筑紫野市管理者として指定を受けて管理】		[医療保険 0床] [介護保険 0床]
介護老人保健施設		福岡県筑紫野市光が丘4丁目5番地3	入所定員 0名 通所定員 35名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
デイサービスセンター雅翔	福岡県筑紫野市光が丘4丁目5番地3	通所介護事業 通所介護予防事業
どい内科クリニック ケアプランサービス	福岡県筑紫野市光が丘4丁目5番地3	居宅介護支援事業

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和4年6月29日 令和5年度決算の決定
- 令和5年4月26日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。

なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

(9) その他

特になし

様式 2

法人名 医療法人 燦宗会
 所在地 福岡県筑紫野市光が丘4丁目5番地3

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録
 (令和 5年 4月 30日現在)

1. 資 産 額	198,985 千円
2. 負 債 額	134,654 千円
3. 純 資 産 額	64,331 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	176,084
B 固 定 資 産	22,901
C 資 産 合 計 (A+B)	198,985
D 負 債 合 計	134,654
E 純 資 産 (C-D)	64,311

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人 燦宗会

※医療法人整理番号

所在地 福岡県筑紫野市光が丘4丁目5番地3

貸 借 対 照 表

(令和 5年 4月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	176,084	I 流動負債	47,659
現金及び預金	88,810	支払手形	0
医業未収金	52,872	買掛金	8,595
たな卸資産	1,599	一年内返済長期借入金	14,952
前渡金	45	未払金	8,286
前払費用	3,007	未払費用	10,672
短期貸付金	10,812	未払法人税等	2,615
立替金	10,739	未払消費税等	735
その他の流動資産	8,200	預り金	1,804
II 固定資産	22,901		
1 有形固定資産	15,219	その他の流動負債	
建物	7,744	II 固定負債	86,995
構築物	295	長期借入金	86,122
医療用器械備品	2,421	役員借入金	873
その他の器械備品			
車両及び船舶	4,759	その他の固定負債	
土地	0	負債合計	134,654
建設仮勘定	0		
その他の有形固定資産	0	純資産の部	
2 無形固定資産	1,873	科 目	金 額
電話加入権	75	I 資本金	15,000
ソフトウェア	1,798	II 利益剰余金	49,331
		その他利益剰余金	49,331
3 その他の資産	5,809	繰越利益剰余金	49,331
出資金	52	III 評価・換算差額等	0
敷金	240	その他有価証券評価差額金	0
長期前払費用	5,517		
		純資産合計	64,331
資産合計	198,985	負債・純資産合計	198,985

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 3 - 2

法人名 医療法人 燦宗会

※医療法人整理番号

所在地 福岡県筑紫野市光が丘4丁目5番地3

貸 借 対 照 表

(令和 5年 4月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	176,084	I 流動負債	47,659
II 固定資産	22,901	II 固定負債	86,995
1 有形固定資産	15,219		
2 無形固定資産	1,873	負債合計	134,654
3 その他の資産	5,809	純資産の部	
		科 目	金 額
		I 資本金	15,000
		II 利益剰余金	49,331
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	64,331
資産合計	198,985	負債・純資産合計	198,985

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 1

法人名 医療法人 燦宗会

※医療法人整理番号

所在地 福岡県筑紫野市光が丘4丁目5番地3

損 益 計 算 書

(自 令和 4年 5月 1日 至 令和 5年 4月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	266,375
2 事業費用	258,518
本来業務事業損失	7,857
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	117,073
2 事業費用	113,620
附帯業務事業利益	3,453
事業利益	11,310
II 事業外収益	3,586
III 事業外費用	1,442
經常利益	13,454
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	13,454
法人税・住民税及び事業税	3,211
法人税等調整額	
当期純利益	10,243

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適切であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

※医療法人整理番号

法人名 医療法人 耀宗会
所在地 福岡県筑紫野市光が丘4丁目5番地3

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が代表 者である法人	有限会社 雅峯	福岡県筑紫野市光が 丘4丁目5番地3		不動産賃貸業	不動産賃貸	不動産賃貸	33,600,000	地代家賃	

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 当法人理事長土居崇仁の配偶者が代表取締役である法人。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	土居 崇仁	医師	当法人理事長	貸付金		貸付金	10,812

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監事監査報告書

医療法人 燦宗会
理事長 土居 崇仁 殿

私（注1）は、医療法人燦宗会の令和5年会計年度（令和4年5月1日から令和5年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年6月30日

医療法人 燦宗会
監事 西本 昌司

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。